

平成四年通商産業省令第八十号

計量単位規則

計量法（平成四年法律第五十一号）第六條、第七條、第九條第一項及び附則第七條並びに計量單位令（平成四年政令第三百五十七号）第七條第二号及び第三号、第十條並びに第十二條第一号の規定に基づき、計量單位規則を次のように定める。

（織度、比重その他の物象の状態の量の計量單位）

第一条 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第六條の經濟産業省令で定める計量單位及びその定義は、別表第一のとおりとする。

（記号）

第二条 法第七條の經濟産業省令で定める計量單位の記号は、次のとおりとする。

一 法第三條及び第四條に規定する計量單位にあつては別表第二に掲げるもの

二 法第五條第一項に規定する計量單位にあつては次に掲げるもの

イ 計量單位令（平成四年政令第三百五十七号。以下「令」という。）第四條第一号に規定する計量單位にあつては前号に規定する計量單位の記号の直前に別表第三に掲げる記号（以下「接頭語の記号」という。）を付したものと

ロ 令第四條第二号に規定する計量單位にあつては令別表第五の第二欄に掲げる計量單位の記号中の同表の第三欄に掲げる語の記号の直前に接頭語の記号を付したもの

ハ 令第四條第三号に規定する計量單位にあつてはロに規定する計量單位の記号の直前に接頭語の記号を付したもの

三 法第五條第二項の規定に基づき令第五條に規定する計量單位にあつては別表第四に掲げるもの

四 法第六條の規定に基づき第一条に規定する計量單位にあつては別表第五に掲げるもの

2 法附則第七條の經濟産業省令で定める計量單位の記号は、次のとおりとする。

一 法附則第五條第一項の規定に基づき令第八條に規定する計量單位にあつては別表第六に掲げるもの

二 法附則第六條第二項に規定する計量單位にあつては別表第七に掲げるもの

（特殊の計量に使用する計量器）

第三条 法第九條第一項の經濟産業省令で定める特殊の計量に使用する計量器は、法第五條第二項で定める計量單位それぞれについて令第五條に定める特殊の計量以外の計量に使用されないことが当該特殊の計量に使用される旨の表示その他の当該計量器の外観から明らかなるものとする。

（光度）

第四条 令別表第一第七號の經濟産業省令で定める光度は、その光源の放射する光を構成する波長毎に別表第八に掲げる分光視感効率を用いて次に掲げる方法により算出する。

一 光源の放射する光のスペクトルが連続スペクトルであるものにあつては、左に掲げる式によるもの

$$I = K_m \sum_{\lambda} V(\lambda) I_e(\lambda) d\lambda$$

I は、定めようとする光度を表す値

K m は、最大分光視感効率

V (λ) は、波長λの分光視感効率

λ 1 は積分範囲の下限の波長で三百六十ナノメートル

λ 2 は積分範囲の上限の波長で八百三十ナノメートル

I e (λ) は、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長λにおける分光放射強度の値

二 光源の放射する光のスペクトルが輝線スペクトルであるものにあつては、左に掲げる式によるもの

$$I = K_m \sum_{\lambda} V(\lambda) I_{e,\lambda}$$

I、K m及びV (λ) は、前号の場合と同じ

I e、λ は、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長λの輝線スペクトルの放射強度の値

λ は、波長三百六十ナノメートルから八百三十ナノメートルまでの範囲の波長

（線質係数）

第五条 令別表第一第六十四号の經濟産業省令で定める係数は、別表第九に掲げる線質係数とその他の因子の積とする。

2 前項に規定するその他の因子は、一とする。

（音圧レベルにおける聴感補正）

第六条 令別表第二第六号の音圧実効値に經濟産業省令で定める聴感補正を行つて得られる値は、その音を構成する周波数毎に別表第十に掲げる補正值を用いて次に掲げる式により算出する。

$$P = \left(\sum P_n^2 \cdot 10^{\frac{a_n}{10}} \right)^{\frac{1}{2}}$$

P は、音圧実効値に聴感補正を行つて得られる値

P n は、周波数がnヘルツである成分の音圧実効値

a n は、周波数nヘルツにおける補正值

（振動加速度レベルにおける感覚補正）

第七条 令別表第二第七号の振動加速度実効値に經濟産業省令で定める感覚補正を行つて得られる値は、その振動を構成する鉛直振動の周波数毎に別表第十一に掲げる補正值を用いて次に掲げる式により算出する。

$$A = \left(\sum A_n^2 \cdot 10^{\frac{a_n}{10}} \right)^{\frac{1}{2}}$$

A は、振動加速度実効値に感覚補正を行つて得られる値

A n は、周波数がnヘルツである成分の鉛直振動の振動加速度実効値

a n は、周波数nヘルツにおける補正值

（非法定計量單位による目盛等を付した計量器）

第八条 令第七條第二号の經濟産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器であつて、別表第十二の中欄又は下欄に掲げる表示を付したもののうち法定計量單位により計量することが著しく困難なものに用いるものとして、經濟産業大臣の承認を受けたものとする。

一 輸出すべき機械又は装置を製造する者が当該機械又は装置の購入者の指示により行う設計図面の製作又は補修に用いるもの

二 国、地方公共団体又はこれらに準ずる者が輸出する貨物について当該貨物の仕向地の法令又は確立された国際的基準に従って行う検査に用いるもの

三 輸出する貨物について当該貨物の購入者又はその指定する者が購入に際してする検査に用いるもの（前号に掲げるものを除く。）

四 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第三条第八号の検査事業を営む者が輸出する貨物の船積又は輸入する貨物の陸揚げを行うに際してするその貨物の容積又は質量の検査に用いるもの（前二号に掲げるものを除く。）

第九条 令第七条第三号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

一 令第七条第一号及び第二号の計量器を使用する者又は製造し若しくは修理する者が用いる計量器であつて経済産業大臣の承認を受けたもの

二 都道府県知事の用いる計量器であつて経済産業大臣に届け出たもの

（輸入された商品）

第十条 令第十条の経済産業省令で定める商品は、次のとおりとする。

- 一 半導体製造装置及びその部品
- 二 植物油脂及び加工油脂
- 三 とうもろこし
- 四 豆類及びその調製品
- 五 調製穀粉
- 六 野菜及びその加工品
- 七 果実及びその加工品
- 八 生鮮肉類及び肉製品
- 九 魚類、えび類及びかに類並びにこれらの加工品
- 十 茶、コーヒー及びココアの調製品
- 十一 香辛料
- 十二 めん・パン類
- 十三 菓子類
- 十四 酪農製品
- 十五 加工卵製品
- 十六 ソース
- 十七 調味料関連製品
- 十八 アルコールを含まない飲料
- 十九 食料品のかん詰及びびん詰（他の号に掲げるものを除く。）
- 二十 化粧品（第二十三号に掲げるものを除く。）
- 二十一 歯磨き
- 二十二 化粧石けん
- 二十三 医薬部外品であつて次に掲げるもの
- イ 口中清涼剤
- ロ 腋臭防止剤
- ハ てんか粉類
- ニ 育毛剤
- ホ 除毛剤
- ヘ 染毛剤
- ト 薬用石けん
- チ 薬用化粧品
- リ 薬用歯磨き類
- 二十四 ズボン（ジーンズパンツに限る。）
- 二十五 哺乳用具

（ヤードポンド法による目盛を付した計量器）

第十一条 令第十二条第一号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

一 令第十二条第一号イに掲げるものにあつては、経済産業大臣の承認を受けたもの（ただし、自衛隊が用いるものにあつては経済産業大臣に届け出たもの）

二 令第十二条第一号ロに掲げるものにあつては、自衛隊が武器の一部として用いるもの（そのものが法第二条第四項の特定計量器（以下「特定計量器」という。）である場合にあっては経済産業大臣に届け出たものに限る。）

三 令第十二条第一号ハに掲げるものにあつては、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（以下この号において「独立行政法人」という。）又は製造事業者が検査に用いるもの（地方公共団体又は独立行政法人が用いるものにあつては経済産業大臣に届け出たものに、製造事業者が用いるものにあつては経済産業大臣の承認を受けたものに限る。）

2 前項第一号及び第二号に掲げる計量器が特定計量器である場合にあっては、別表第十三の中欄又は下欄に掲げる表示を付したものでなければならない。

附 則

1 この省令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。ただし、第二条（別表第四の血圧の計量の項及び人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量の項の部分に限る。）の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

2 計量単位規則（昭和二十九年通商産業省令第四十五号）及び計量法施行法第三条、第六条及び第九条第三項の計量等を定める政令第一条第八号および第三条の四の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第五百十号。）は、廃止する。

3 平成九年九月三十日までは、別表第四中「生体内の圧力の計量」とあるのは、「生体内の圧力の計量及び真空工学における圧力の計量」とするものとする。

附 則（平成二年一〇月一三日通商産業省令第二三〇号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月二二日経済産業省令第三四号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年九月五日経済産業省令第一八九号）

この省令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二五年九月二六日経済産業省令第五〇号）

この省令は、計量単位令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

附 則（令和六年六月七日経済産業省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第一条関係）

	物象の状 態の量		計量単位	定義
一	織度	キログラム毎メー トル	一メートルにつき一キログラムである織度	
		デニール		
二	比重	テクス	キログラム毎メートルの百万分の一	
		（計量単位を付さな い）		
			物質の質量とその物質の十万千三百二十五パスカルの 圧力の下において同一の体積を有する水の質量に対す る比 （前段の水の温度は温度を指定したときはその指定の温 度、温度を指定しないときは四セルシウス度とする。）	

重ボーメ度	一から物質の質量とその物質と十万千三百二十五パスカルの圧力、四セルシウス度の温度の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数を減じた値の百四十四・三倍
日本酒度	物質の質量のその物質と十万千三百二十五パスカルの圧力、四セルシウス度の温度の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数から一を減じた値の千四百四十三倍
パスカル又はニュートン毎平方メートル	一平方メートルの初期断面につき一ニュートンの引張強さ
パスカル又はニュートン毎平方メートル	一平方メートルの初期断面につき一ニュートンの圧縮強さ
メートル	ある物質が通過することができるとする最小の方形網目又は円形網目の一辺の長さ又は直径が一メートルであるとすきの粒度
(計量単位を付さない)	電力の電力の二乗と無効電力の二乗との和の平方根に対する比
毎メートル又はデイオプトリー	焦点距離が一メートルである屈折度
湿度百分率	空気中の水蒸気の分圧のその空気と同一の温度の飽和水蒸気の圧力に対する比の百倍が一である湿度
セルシウス度又は度	空気中の水蒸気が結露する温度をセルシウス度又は度で表した湿度
毎平方メートル	粒子が一平方メートルの大円の断面を有する球形の空間につき一個の割合で入射するときの粒子フルエンス
毎平方メートル毎秒	一秒間に一毎平方メートルの粒子フルエンス率
毎平方メートル毎分	一分間に一毎平方メートルの粒子フルエンス率
ジュール毎平方メートル又はワット秒毎平方メートル	一平方メートルの大円の断面を有する球形の空間につき、入射するすべての電離放射線のエネルギーの和が一ジュールの仕事に相当するときのエネルギーフルエンス
ジュール毎平方メートル毎秒又はワット毎平方メートル	一秒間に一ジュール毎平方メートルのエネルギーフルエンス率
ジュール毎平方メートル	一平方メートルにつき一ベクレルの放射能面密度
キュリー毎平方メートル	一平方メートルにつき一キュリーの放射能面密度
ベクレル毎立方メートル	一立方メートルにつき一ベクレルの放射能濃度
ベクレル毎キログラム	一キログラムにつき一ベクレルの放射能濃度
ベクレル毎グラム	一グラムにつき一ベクレルの放射能濃度
ベクレル毎リットル	一リットルにつき一ベクレルの放射能濃度

		別表第2（第2条関係）			
		キュリー毎立方メートル	一立方メートルにつき一キュリーの放射能濃度		
		キュリー毎グラム	一グラムにつき一キュリーの放射能濃度		
		ラム	一グラムにつき一キュリーの放射能濃度		
		キュリー毎リットル	一リットルにつき一キュリーの放射能濃度		
力	ニュートン	N	g/l 又は g/L		
	グラム毎リットル	g/m^3			
密度	キログラム毎立方メートル	kg/m^3			
波数	毎メートル	m^{-1}			
	毎時	h^{-1}			
	毎分	min^{-1}			
	毎秒	s^{-1}			
回転速度	ヘルツ	Hz			
周波数	メートル毎秒	m/s_2			
加速度	メートル毎時	m/h			
	メートル毎秒	m/s			
速さ	ラジアン毎秒	rad/s_2			
角加速度	ラジアン毎秒	rad/s	l又はL		
角速度	リットル	m_3			
体積	立方メートル	m_2			
面積	平方メートル	sr			
立体角	ステラジアン	$^{\circ}$			
	分	$^{\circ}$			
	秒	$^{\circ}$			
角度	ラジアン	rad			
光度	カンデラ	cd			
物質量	モル	mol	$^{\circ}\text{C}$		
温度	セルシウス度又は度	$^{\circ}\text{C}$			
電流	ケルビン	K	A		
	アンペア	A	h		
時間	時	h	min		
	分	min	s		
	秒	s	t		
質量	グラム	g	kg		
長さ	メートル	m	記号		
物象の状態の量	計量単位	記号			

力のモーメント	ニュートンメートル	N・m
圧力	パスカル	Pa
	ニュートン毎平方メートル	N/m ²
応力	パスカル	Pa
	ニュートン毎平方メートル	N/m ²
粘度	パスカル秒	Pa・s
	ニュートン秒毎平方メートル	N・s/m ²
動粘度	平方メートル毎秒	m ² /s
仕事	ジュール	J
	ワット秒	W・s
	ワット時	W・h
工率	ワット	W
質量流量	キログラム毎秒	kg/s
	キログラム毎分	kg/min
	キログラム毎時	kg/h
	グラム毎秒	g/s
	グラム毎分	g/min
	グラム毎時	g/h
	トン毎分	t/min
	トン毎時	t/h
流量	立方メートル毎秒	m ³ /s
	立方メートル毎分	m ³ /min
	立方メートル毎時	m ³ /h
	リットル毎秒	l/s又はL/s
	リットル毎分	l/min又はL/min
	リットル毎時	l/h又はL/h
熱量	ジュール	J
	ワット秒	W・s
	ワット時	W・h
熱伝導率	ワット毎メートル毎ケルビン	W/(m・K)
	ワット毎メートル毎度	W/(m・℃)
比熱容量	ジュール毎キログラム毎ケルビン	J/(kg・K)
	ジュール毎キログラム毎度	J/(kg・℃)
エントロピー	ジュール毎ケルビン	J/K
電気量	クーロン	C
電界の強さ	ボルト毎メートル	V/m
電圧	ボルト	V
起電力	ボルト	V
静電容量	ファラド	F
磁界の強さ	アンペア毎メートル	A/m
起磁力	アンペア	A

照射線量率	クロン毎キログラム毎分	C/(kg・min)
照射線量	レントゲン	R
	クローン毎キログラム	C/kg
	グレイ毎時	Gy/h
	グレイ毎分	Gy/min
	グレイ毎秒	Gy/s
カーマ率	ラド毎時	rad/h
	ラド毎分	rad/min
	ラド毎秒	rad/s
	グレイ毎時	Gy/h
	グレイ毎分	Gy/min
	グレイ毎秒	Gy/s
吸収線量率	ラド	rad
吸収線量	グレイ	Gy
	キュリー	Ci
	ベクレル	Bq
放射能	毎分	min ⁻¹
中性子放出率	毎秒	s ⁻¹
	グラム毎リットル	g/l又はg/L
	グラム毎立方メートル	g/m ³
	キログラム毎立方メートル	kg/m ³
	モル毎リットル	mol/l又はmol/L
	モル毎立方メートル	mol/m ³
濃度	ワット	W
音響パワー	ルクス	lx
照度	カンデラ毎平方メートル	cd/m ²
輝度	ルーメン	lm
放射強度	ワット毎ステラジアン	W/sr
電磁波の電力密度	ワット時	Wh
	ワット秒	Ws
電力	ジュール	J
電力量	ワット	W
インピーダンス	オーム	Ω
電気のコンダクタンス	ジーメン	S
電気抵抗	オーム	Ω
磁束	ウェーバ	Wb
磁束密度	テスラ	T

別表第3 （第2条関係）	線量当量率	シーベルト毎秒 シーベルト毎分 レントゲン毎時 レントゲン毎分 レントゲン毎時 シーベルト レム	C／(kg・h) R／s R／min R／h Sv rem
	線量当量	シーベルト毎秒 シーベルト毎分 シーベルト毎時 レム毎秒 レム毎分 レム毎時	Sv／s Sv／min Sv／h rem／s rem／min rem／h
	無効電力	バル	var
	皮相電力	ボルトアンペア	VA
	無効電力量	バル秒	vars
	皮相電力量	バル時	varh
	電磁波の減衰量	ボルトアンペア秒 ボルトアンペア時	VAs VAh
	音圧レベル	デシベル	dB
	振動加速度レベル	デシベル	dB
	回転速度	回毎分	r／min又はrpm
	圧力	気圧	atm
	粘度	ポアズ	P
	動粘度	ストークス	St
	濃度	質量百分率 質量百万分率 質量千分率 質量一兆分率 質量十億分率 質量十兆分率 質量百分率 体積百分率 体積千万分率 体積十億分率 体積一兆分率 体積千兆分率 ピーエツチ	% % ppm ppq ppt ppb ppm ppq又は% vol％又は% vol％又は% vol％又はppm vol又はppb vol又はppt vol又はppq pH
	クエタ		Q
	ヨナ		R
接頭語		記号	
ヨタ		Y	

[illegible]

血圧の計量
人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量

別表第5 (第2条関係)

対象の状態の量	計量単位	記号
繊維度	キログラム毎メートル	kg/m
	デニール	D
	テクス	tex
比重	重ボーム度	Bh
引張強さ	パスカル	Pa
	ニュートン毎平方メートル	N/m ²
圧縮強さ	パスカル	Pa
	ニュートン毎平方メートル	N/m ²
粒度	メートル	m
屈折度	メートル	m
	ディオプトリー	Dptr又はD
湿度	湿度百分率	%
	セルシウス度又は度	°C
粒子フルエンス	毎平方メートル	m ⁻²
粒子フルエンス率	毎平方メートル毎秒	m ⁻² ・s ⁻¹
エネルギーフルエンス	ジュール毎平方メートル	J/m ²
	ジュール毎平方メートル毎秒	J/(m ² ・s)
放射能面密度	ワット毎平方メートル	W/m ²
放射能濃度	ベクレル毎平方メートル	Bq/m ²
	ベクレル毎立方メートル	Bq/m ³
	ベクレル毎グラム	Bq/g
	ベクレル毎リットル	Bq/l又はBq/L

水柱センチメートル	cmH ₂ O
水柱ミリメートル	mmH ₂ O
トル	Torr
ミリトル	mTorr
マイクロトル	μTorr
水銀柱ミリメートル	mmHg
カロリ	cal
キロカロリ	kcal
メガカロリ	Mcal
ギガカロリ	Gcal

別表第6 (第2条関係)

対象の状態の量	計量単位	記号
長さ	ヤード	yd
	インチ	in
	フット又はフイート	ft
質量	ポンド	lb
	グレイン	gr
温度	オンス	°F
	カ氏度	°F
面積	平方ヤード	yd ²
	平方インチ	in ²
	平方フット又は平方フイート	ft ²
体積	立方マイル	mi ³
	立方ヤード	yd ³
	立方インチ	in ³
	立方フット又は立方フイート	ft ³
	米液用オンス	fl oz
	英液用オンス	fl oz
	ガロン	gal
速度	ヤード毎秒	yd/s
加速度	ヤード毎秒毎秒	yd/s ²
密度	ポンド毎立方フット又はポンド毎立方フイート	lb/ft ³
力	重量ポンド	lbf
力のモーメント	フット重量ポンド又はフイート重量ポンド	ft・lbf
	重量ポンド毎平方インチ	lbf/in ²
	水銀柱インチ	inHg
	水柱インチ	inH ₂ O
	水柱フット又は水柱フイート	ftH ₂ O
応力	重量ポンド毎平方インチ	lbf/in ²
仕事	フット重量ポンド又はフイート重量ポンド	ft・lbf
熱量	英熱量	Btu

別表第7 (第2条関係)

対象の状態の量	計量単位	記号
工率	馬力	PS

キュリー毎立方メートル	Ci/m ³
キュリー毎 kilogram	Ci/kg
キュリー毎グラム	Ci/g
キュリー毎リットル	Ci/l又はCi/L

別表第8 (第4条関係)

5 6 5	5 6 0	5 5 5	5 5 0	5 4 5	5 4 0	5 3 5	5 3 0	5 2 5	5 2 0	5 1 5	5 1 0	5 0 5	5 0 0	4 9 5	4 9 0	4 8 5	4 8 0	4 7 5	4 7 0	4 6 5	4 6 0	4 5 5	4 5 0	4 4 5	4 4 0	4 3 5	4 3 0	4 2 5	4 2 0	4 1 5	4 1 0	4 0 5	4 0 0	3 9 5	3 9 0	3 8 5	3 8 0	3 7 5	3 7 0	3 6 5	3 6 0	波長(ナノメートル)
0. 9 7 8 6	0. 9 9 5 0	1. 0 9 0 0	0. 9 9 5 0	0. 9 8 0 3	0. 9 5 4 0	0. 9 1 4 9	0. 8 6 2 0	0. 7 9 3 2	0. 7 1 0 0	0. 6 0 8 2	0. 5 0 3 0	0. 4 0 7 3	0. 3 2 3 0	0. 2 5 8 6	0. 2 0 8 0	0. 1 6 9 3	0. 1 3 9 0	0. 1 1 2 6	0. 0 9 0 8	0. 0 7 3 0	0. 0 6 0 0	0. 0 4 8 0	0. 0 3 8 0	0. 0 2 9 8	0. 0 2 3 0	0. 0 1 6 8	0. 0 1 1 6	0. 0 0 7 3	0. 0 0 4 0	0. 0 0 2 1	0. 0 0 1 2	0. 0 0 0 6	0. 0 0 0 3	0. 0 0 0 2	0. 0 0 0 2	0. 0 0 0 1	0. 0 0 0 2	0. 0 0 0 1	0. 0 0 0 7	0. 0 0 0 3	0. 0 0 0 9	分光視感効率

7 8 5	7 8 0	7 7 5	7 7 0	7 6 5	7 6 0	7 5 5	7 5 0	7 4 5	7 4 0	7 3 5	7 3 0	7 2 5	7 2 0	7 1 5	7 1 0	7 0 5	7 0 0	6 9 5	6 9 0	6 8 5	6 8 0	6 7 5	6 7 0	6 6 5	6 6 0	6 5 5	6 5 0	6 4 5	6 4 0	6 3 5	6 3 0	6 2 5	6 2 0	6 1 5	6 1 0	6 0 5	6 0 0	5 9 5	5 9 0	5 8 5	5 8 0	5 7 5	5 7 0
0. 0 0 0 0 1 1	0. 0 0 0 0 1 5	0. 0 0 0 0 2 1	0. 0 0 0 0 3 0	0. 0 0 0 0 4 2	0. 0 0 0 0 6 0	0. 0 0 0 0 8 5	0. 0 0 0 0 1 2 0	0. 0 0 0 0 1 7 2	0. 0 0 0 0 2 4 9	0. 0 0 0 0 3 6 1	0. 0 0 0 0 5 2 0	0. 0 0 0 0 7 4 0	0. 0 0 0 1 0 5	0. 0 0 0 1 4 8	0. 0 0 0 2 0 9	0. 0 0 0 2 4 1	0. 0 0 0 5 7 2	0. 0 0 0 8 2 1	0. 0 0 0 1 1 2	0. 0 0 0 1 7 0	0. 0 0 0 2 3 2	0. 0 0 0 3 2 0	0. 0 0 0 4 4 5	0. 0 0 0 6 1 0	0. 0 0 0 8 1 6	0. 0 0 0 1 0 7	0. 0. 1 3 8 2	0. 0. 1 7 5 0	0. 0. 2 1 7 0	0. 0. 2 6 5 0	0. 0. 3 2 1 0	0. 0. 3 8 1 0	0. 0. 4 4 1 2	0. 0. 5 0 3 0	0. 0. 5 6 6 8	0. 0. 6 3 1 0	0. 0. 6 9 4 9	0. 0. 7 5 7 0	0. 0. 8 1 6 3	0. 0. 8 7 0 0	0. 0. 9 1 5 4	0. 0. 9 5 2 0	

790	0.0000075
795	0.0000053
800	0.0000037
805	0.0000026
810	0.0000018
815	0.0000013
820	0.0000009
825	0.0000006
830	0.0000004

備考…該当値がないときには、補間法によって計算する。

別表第9（第5条関係）

水中の線衝突阻止能	線質係数	補正值	
		175以上	20
3.5以下	1		
7	2		
23	5		
53	10		
175以上	20		

備考1…水中の線衝突阻止能は、荷電粒子が水中を進むとき1マイクロメートルにつき電子との衝突により失う運動エネルギーが、1キロボルトの電位を電子が移動するとき必要とするエネルギーの何倍に相当するかを表す。

備考2…該当値がないときには、補間法によって計算する。

別表第10（第6条関係）

周波数（ヘルツ）	補正值	補正值	
		16	20
16	156.7		
20	150.5		
25	144.7		
31.5	139.4		
40	134.6		
50	130.2		
63	126.2		
80	122.5		
100	119.1		
125	116.1		
160	113.4		
200	110.9		
250	108.6		
315	106.6		
400	104.8		
500	103.2		
630	101.9		
800	100.8		
1000	0		
1250	+0.6		
1600	+1.0		

2000	+1.2
2500	+1.3
3150	+1.2
4000	+1.0
5000	+0.5
6300	+0.1
8000	0
10000	-0.1
12500	-0.3
16000	-0.6
20000	-0.9

備考…該当値がないときには、補間法によって計算する。

別表第11（第7条関係）

80	63	31.5	16	8	6.3	4	2	1	周波数 (ヘルツ)
120	118	112	106	100.9	0	0	3	6	補正値

備考…該当値がないときには、補間法によって計算する。

別表第12（第8条関係）

別表第十三（第十一 条関係）		第八 条第一 号に掲げる計量器		機械装置設計用	
第八 条第二 号に掲げる計量器		輸出検査用			
第八 条第三 号に掲げる計量器		立会検査用			
第八 条第四 号に掲げる計量器		検量用			
第十一 条第一 項第二 号に掲げる計量器		自衛隊用			
第十一 条第一 項第一 号に掲げる計量器		航空用			

別表第十三（第十一條関係）

第十一 条第一 項第二 号に掲 げる計 量器		
第十一 条第一 項第一 号に掲 げる計 量器	航空 用	
第十一 条第一 項第二 号に掲 げる計 量器	自衛 隊用	
第十一 条第一 項第二 号に掲 げる計 量器	武器	
第十一 条第一 項第二 号に掲 げる計 量器	航	